

獨逸合邦後の諸措置

國政研究會

昭和十三年六

中
群馬県立図書館
島文庫

蔵

6482

注 意 事 項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) ③ 3008 番

資
料

昭和十三年六月二十五日

獨
逸
合
邦
後
の
諸
措
置

國
政
研
究
會

獨逸合邦後の諸措置

本年三月ドイツは其の多年の要望たる獨逸合邦を首尾よく完成して、面積に於てはフランスを凌ぎ、ソ聯に亞ぐ歐洲第二の大國となり、ゲエーリングの揚言せる如く今や再び「世界強大國」に列するに至つた。

シュシュニツク首相の國民投票宣言に端を發せるオースタリイ國內騷擾の勅發より、首相の辭職、内相インカートの組閣、インカート新首相要請の形式に於けるドイツ國軍の救援、ミクラス大統領の辭職と三月十一日より十三日迄僅か三日間に急轉直下し、最後にオースタリイ新憲法の成立を以て獨逸合邦の實現を見るに至つた、此の政治的経緯に徴するも其の成功が、周到なる準備工作と恰好なる機會の把握に依る迅速なる行動及措置に依存すること

とを知る。

下併以上にも倍して迅速に取り進められたるものは、獨逸合邦の完成に次いで政治、経済、法律等の各領域に於けるドイツ政府の具体的處置である、是等は三月十三日以来必要なる問題から順序正しく行はれたものであるが、最近到着せる資料（ドイツ法令集第二十六）に基き、事項別に列擧すれば、

第一、先づ編入及國法的问题に於ては三月十三日から二十二日までの間に、オースタリー國とドイツ國との再合同に関する法律、ドイツ國法律をオースタリーに施行する總統の發令（第一、第二）オースタリー州政府に関する命令、オースタリーに於けるドイツ國統官任命に関する命令が發せられた、斯くして再合同に関する法律には明瞭に、オースタリーはドイツ國の一州なりと規定してある。

第二に行政の範圍に関しては、不取敢三月三十一日にウィーンに於てドイツ國宣傳局を設立する命令が發せられ、又ドイツ國計畫及地域整備の法律をオースタリーへ施行することを命じた、行政上先づ宣傳局を新州の首都ウィーンに設置したことが注目すべきである。

第三に公務員に関する一聯の法規が制定された、ドイツが最も重要視する官吏の宣誓が、三月十五日にオースタリー州官吏に適用することが發令され、次いでナチス党員保護のために、オースタリーの國民社會主義暴動に對する闘争に於て蒙りたる服務懲戒又は其の他の處分回復に関する命令が四月十日に公布された。

第四は財政であるが、オースタリーの合併に於て先づ制定されたるものは、ドイツのライヒスマルク通貨をオースタリー州に施行する命令であり、又オースタリー國立銀行をライヒスバンクへ

移管する命令であつて、尙三月下旬から四月中旬までの間に、オースタリ―聯邦財務行政をドイツ國財務行政へ編入する命令及ドイツの税法規定をオースタリ―州へ施行する命令が發せられた。

第五に經濟及勞働供給の分野にあつては、先づ經濟振興及勞働供給四ヶ年計畫がオースタリ―州に施行された、内で特に主きを置かれたものは四ヶ年計畫とオースタリ―經濟再興に関するものである、次いでオースタリ―の經濟取引、價格形成及價格監視に就いて一聯の命令を公布した、その内主なるものはオースタリ―州に於ける商工企業及經營の設立制限、商品取引範圍の規定、オースタリ―州へドイツ國價格形成委員の任務及権能の擴張及オースタリ―州に於ける物價引上禁止に関する諸命令であつた。

第六に産業經濟の内から特に農業、林業を重視して特別命令を出して居る、食糧品經濟に困窮せる國家として當然であるが、こ

れについて公布されたものは山林及木材經濟並狩獵法をオースタリ州に施行するの命令である、少しく横途に外れが、ドイツは山林原野の保護と狩獵につき特別の注意を拂つて居る、その理由はゲルマンの曠野は元來荒蕪地多く人爲的牧畜に適せぬ、爲めに原野に住む鳥獸の保護に依つて肉類の供給を補給し、且つゲルマン人特有の狩獵に依る尚武の氣象を養はんとするにある。

第七は社會政策として實施すべき各種ドイツ法規の適用を命じた、オースタリ―國民宣撫の方策としては當然のことである、これに属するものはオースタリ―の戦傷者及戦死遺族に對する暫定的措置命令、國民的運動の爲の戦士の給與に関する法律施行につきての命令、結婚獎勵及多子家族に對する子女補給金扶與制度の施行命令等であり、ドイツに於て施行され居る各種勞働法規も適用することゝした。

第六
第八は司法及警察の領域に於けるものゝ適用であつて、ドイツ商法規定或は辯護士、公証人其の他特許辯理士の事務に関する規定をオースタリーに施行するの命令を發した。

第九は交通問題であつて、オースタリーの鐵道は命令を以てドイツ國へ移管させられ、郵便、電信、自動車、航空法に関するものも全部ドイツ行政治下に置かれることの命令が發せられてゐる。此の外にも参考書なき爲め不詳なるも、尚ほ幾多のドイツ法規がオースタリーに施行されたことゝ信ずる、茲に説明したるものは三月十三日から四月十四日迄の僅かに一ヶ月間の治績である、事情を異にするも日支兩國間に於ても参考にすべき点が僅少ではない、次に全命令の内容の翻譯は煩雜となるためこれを省略し、命令の名稱を分類して列挙することゝした。

一、編入及國法的問題

1、オーストリー國トドイツ國トノ再合同ニ関スル法律

一九三八年三月一三日

右法律ニ関スル命令

三月一六日

第二命令

三月一八日

2、ドイツ國法律ノオーストリー施行ニ関スル總統兼ドイツ國宰相ノ第一發令

三月一五日

第二發令

三月一七日

3、オーストリーニ於ケルドイツ國統官任命ニ関スル發令

三月一五日

4、オーストリー州政府ニ関スル發令

三月一五日

5、ドイツ國法律規定ノオーストリー州ニ於ケル效力發生

ニ関スル命令

三月二二日

二、行政

1、ウイーンニ於ケルドイツ國宣傳局設立ニ関スル命令

三月三一日

2、ドイツ國計畫及地域整備ノ法律ノオーストリー州ヘノ
施行ニ関スル命令

四月一四日

三、公務員

1、オーストリー州官吏ノ宣誓ニ関スル發令 三月一五日

2、オーストリーノ國民社會主義暴動ニ對スル闘争ニ於テ
蒙リタル服務懲戒及其ノ他ノ處分ノ回復ニ関スル發令

四月一〇日

四、財政

1、オーストリー聯邦財務行政ノドイツ國財務行政ヘノ編
入ニ関スル命令 三月二四日

2、ライヒスマルク通貨ノオーストリー州施行ニ関スル命
令 三月一七日

3、オーストリー國立銀行ノライヒスバンクヘノ移管ニ関
スル命令 三月一七日

4、税法規定ノオーストリー州ヘノ施行ニ関スル第一命令
四月一四日

五、司法

1、オーストリーニ於ケル司法ニ関スル命令 三月二二日

- 2、オーストリーニ於ケル辯護士、辯護人、公証人及特許
辯理士ノ事務ニ関スル命令 三月三十一日
- 3、商法規定ノオーストリー州施行ニ関スル第一命令 四月一日

六、警 察

- 1、オーストリー國トドイツ國トノ再合同ニ関スル法律第
ニ命令（再出） 三月一八日
- 2、オーストリートノ旅行交通ニ関スル法律ノ爲ノ命令 四月四日

七、経済及労働供給

- (一)、経済振興及労働供給、四箇年計畫
- 1、オーストリー州ニ於ケル四箇年計畫施行ノ爲ノ命令

第二命令

- 2、オーストリーノ経済再興ニ関スル命令 三月二七日
- 3、オーストリー州ニ於ケル商工経済奨励ニ関スル法
律 四月九日

(二)、オーストリートノ経済取引及支拂取引

- 1、オーストリー州ニ於ケル商工企業及経営ノ設立制限
ニ関スル命令 三月一九日
- 2、ウィーン外國爲替所設立ニ関スル命令 三月一九日
- 3、商品取引ノ範圍ニ於ケル規定ノオーストリー州ヘノ
施行ニ関スル命令 三月一九日
- 4、ウィーンニ於ケル監視所連絡所設立ニ関スル命令 三月一九日

5、オーストリー産商品ノ関税免除ニ関スル命令

三月二一日

6、オーストリートノ商品取引ニ関スル命令

三月二三日

(三) 價格形成及價格監視

1、オーストリー州ニ於ケルドイツ國價格形成委員ノ任務及権能ノ遂行ニ関スル指令

三月二九日

第二指令

四月一日

2、オーストリー州ニ於ケル物價引上禁止ニ関スル命令

三月二九日

ハ、農業、林業

1、オーストリー州ニ於ケル山林經濟及木材經濟並狩獵制

度ニ関スル命令

三月一九日

第一實施指令

三月二九日

2、ドイツ國狩獵法ノオーストリー州施行ニ関スル命令

四月一三日

九、社會保險及給與

1、オーストリーノ戦傷者及戦死遺族ニ對スル暫定的措置

三月三一日

ニ関スル命令

2、國民的運動ノ爲ノ戦士ノ給與ニ関スル法律ノオースト

四月四日

リー州施行ニ関スル命令

十、保險制度、公的救護

結婚獎勵及多子家族ニ對スル子女補給金供與ノ領域ニ於

ケル規定ノオーストリー州施行ニ関スル命令

三月三〇日

十一、労働法

社會法規定ノオーストリー州施行ニ関スル命令

三月二六日

十二、交通

一、オーストリー聯邦鉄道ノドイツ國ヘノ移管ニ関スル命令

三月一七日

第一實施令

三月一八日

二、オーストリー郵便及電信行政ノドイツ國ヘノ移讓ニ
関スル發令

三月一九日

三、信書及端書ニ對スル新郵便料金ノオーストリー州
ニ於ケル施行ニ関スル命令

三月二六日

四、ドイツ國自動車道路法ノオーストリー州施行ニ関スル
命令

三月二四日

五、ドイツ航空法ノオーストリー州施行ニ関スル命令

四月一日

オーストリー國トドイツ國トノ再合同ニ関スル法律

一九三八年三月一三日

國政府ハ次ノ法律ヲ定メ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 オーストリー聯邦政府ノ定メタル一九三八年三月一三日

附オーストリー國トドイツノ國トノ再合同ニ関スル聯邦憲法ハ
茲ニドイツ國法律ト爲ス

條文次ノ如シ

「憲法ノ範圍ニ於ケル非常措置ニ関スル聯邦憲法第三條第二項
ニ基キヘ一九三四年聯邦法律集一卷ニ五五號」聯邦政府ハ左ノ
如ク決定セリ

第一條 オーストリーハドイツ國ノ一州ナリ

第二條 一九三八年四月一。日、ドイツ國トノ再合同ニ関シニ
十歳以上ノドイツ人タルオーストリーノ男女ノ自由且祕密國
民投票ヲ施行ス

第三條 國民投票ハ投票ノ過半数ヲ以テ決定ス

第四條 本聯邦憲法第二條ノ實施及補充ノ爲必要ナル規定ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 本聯邦憲法ハ其ノ公布ノ日ヨリ効力ヲ發生ス

本聯邦憲法ノ實行ニハ聯邦政府之ニ當ルモノトス

ウィーン、 一九三八年三月一三日

第二條 從來オーストリーニ於テ適用セラレタル法律ハ當分ノ間
其ノ効力ヲ存ス、ドイツ國法律ノオーストリーヘノ施行ハ總統
兼ドイツ國宰相又ハ總統兼ドイツ國宰相カ此ノ目的ノ爲ニ授權
シタルドイツ國大臣カ之ヲ行フ

第三條 ドイツ國內務大臣ハ本法ノ實施及補充ノ爲必要ナル法規
及行政規定ヲ關係アルドイツ國大臣ト協議ノ上發スルコトヲ得
第四條 本法ハ其ノ公布ノ日ヨリ効力ヲ發生ス

リンツ 一九三八年 三月一三日

總統兼ドイツ國宰相 アドルフ・ヒトラー

航空大臣、元帥

ゴ
エ
ー
リ
ン
グ

内務大臣

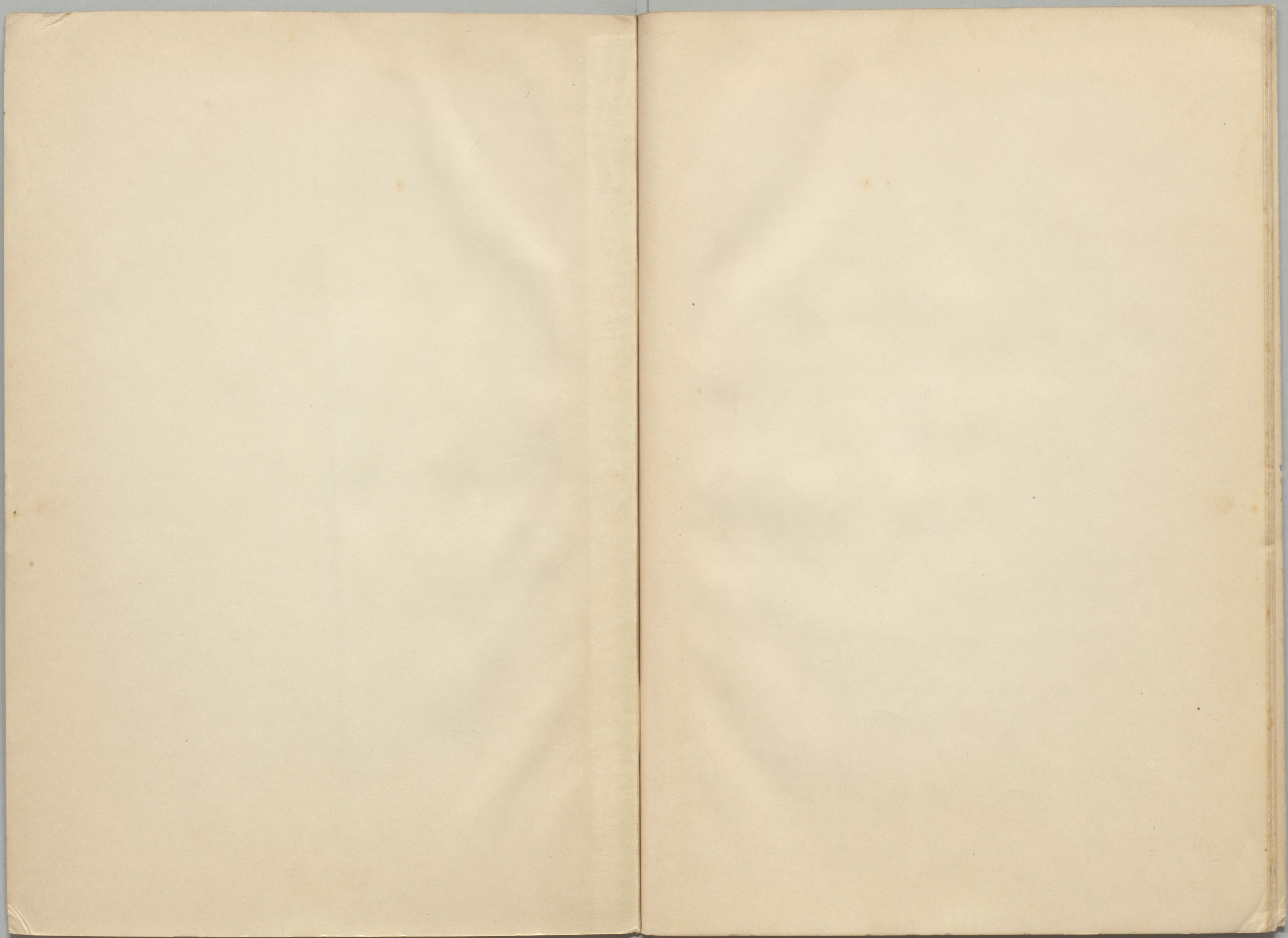
フ
リ
ツ
ク

外務大臣

フ
オン・リッ
ペン
ト
ロ
ッ
プ

總統代理

ル
ドル
フ、ス
ヘ
ス



甲

群馬県立図書館



0706482-7